



発行所 川崎光一社会保険労務士事務所 宮崎市宮田町 4-6 専門店会会館 2 F
労働保険事務組合 宮崎総合保険協会 HP-address <http://www.sr-k.co.jp>
Tel 0985-29-5881 Fax 0985-29-5542 E-mail kawasaki@sr-k.co.jp

最低賃金について

前月号でもお知らせいたしましたが、次のように最低賃金に変更になりました。

宮崎県	653 円 (平成 24 年 10 月 26 日より)
鹿児島県	654 円 (平成 24 年 10 月 13 日より)
熊本県	653 円 (平成 24 年 10 月 1 日より)

尚、この最低賃金改定の影響を受けることが予想される事業所様には、個別に対応いたします。

社会保険料について

今月支払分より、社会保険料が改訂されていますのでご変更下さい。今回の変更は主に、算定基礎届での変更と料率改定に伴う厚生年金保険料変更の 2 つです。

本人確認の徹底について

平成 24 年 10 月 1 日から社会保険の資格取得届に基礎年金番号が未記入（年金手帳再交付申請書を添付の場合を除く）の場合は、一旦資格取得届が返されるようになりました。これは、日本年金機構での誤り防止、事務効率化の観点からですが、事業所様におかれましても今後は、運転免許証等での本人確認を徹底していただきますようお願いいたします。

労働保険料について

労働保険料につきまして第 2 期分が、10 月 31 日までの納入になっておりますので、よろしくお願いいたします。

